

## 総合区素案に関する住民説明会

《西区》

■日 時：平成29年11月18日(土) 19:00～21:03

■場 所：西区民センター

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

西区長の岸本でございます。

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局長の手向でございます。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度調整担当部長の大下でございます。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の水野と申します。どうかよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、岸本区長よりご挨拶を申し上げます。

(岸本西区長)

皆様、こんばんは。西区長の岸本でございます。平素は大阪市政、西区政にご理解、ご協力賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は本当に夜分、また非常にお寒い中にかかわりませず、本日のこの総合区素案に関する住民説明会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

この総合区素案、今後の行政区のあり方に関する重要な内容を含んでおりまして、区民の皆さんへの市民サービスの提供にも密接にかかわりを持つものでございます。このため、この素案を取りまとめた副首都推進局の方から皆様に丁寧なご説明をさせていただくために開催をさせていただいております。何分、制度説明でございますので専門用語、行政用語、多々出てまいりますけれども、ご不明の点についてはまたご質問もいただけますので、どうか本日はご理解を深めていただきますようによろしくお願い申し上げます。

(司会)

続きまして、副首都推進局長の手向より説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

説明会を担当させてもらっております副首都推進局という組織の局長の手向でございます。きょうは皆さんお忙しい中、土曜日の夜間という時間帯でこの総合区素案に関する説明会にご参加いただきまして本当にありがとうございます。

まず、私から、きょうの説明会の開催趣旨について簡単に説明させていただきます。

大阪府と大阪市では、現在、大都市制度改革の取り組みを進めております。昨年度も8

月の末から半年間かけて24区全てで、そこでは吉村市長と松井知事が出席しまして、その時には大都市制度に関する意見募集ということで、総合区制度と特別区制度に関するご意見を直接両トップがお聞きしたいということで説明会を開催させていただきました。その場で吉村市長から、なぜ今大阪市、大阪府がこういう改革に取り組んでいるのかという背景でありますとか必要性につきまして説明させていただいたところでございます。

この後の説明の中でもこういう大都市制度改革に取り組まなければならない背景というところについては簡単に説明させていただきますけれども、今、大阪の現状として、一つには経済活動が長期にわたって低落傾向にあるということで、日本の中で占める大阪の経済活動のシェアというのが徐々に低下してきているという状況が一つあります。それから人口減少の問題。超高齢社会ということで、三大都市圏の中で、東京と愛知、そして大阪、この中で大阪が一番早くこの問題に直面するということになっております。人口が減少しますと、当然税収がしっかり確保できるのだろうか。そうしますと住民サービスをきちっと維持していけるのかという話になってまいりますので、やはりお金の使い道もしっかり効率的、効果的なものにしていかなければならないということになります。それから、地方分権改革ということで、この言葉自身はかなり古くから出ている言葉ですが、具体的内容である例えば道州制の導入であるとか、国から地方への権限移譲といったことについてもなかなか進んでいないということが今の状況です。

そういう中で、この大阪を成長させて発展させていく、そのことによって先程も触れましたけど税収もしっかり確保して市民サービスを維持向上させていく、雇用の確保も図っていく、ひいては市民の皆様への住民サービスの充実につなげていくということをするために、今、この大阪府と大阪市では東京への一極集中を是正して、日本における東西二極の一極として、首都東京と並んで西日本の拠点としてこの大阪を副首都・大阪の実現ということをめざそうという取り組みを進めております。そうした場合に、この行政機構、それが大都市制度ということになる訳ですけれども、この大都市制度がどういう形のものがよいのかということになります。

今の大阪などの大都市における課題というのは二つあると言われております。一つは住民自治の拡充ということで、市民、区民の皆様へのサービスというのとはできるだけ皆様に近いところで物事を決め、サービスを提供していく仕組みをつくっていく必要があるということです。もう1点は、よく聞かれてる言葉でもあると思うんですが、二重行政の解消ということです。大阪市というのは政令市として普通の市町村以上の権限を持っています。そのことによって、大阪市と大阪府でかぶってくる部分、二重の行政になる部分というところが出てきております。そうしたところを解消していったら、効率的、効果的な組織体制をつくっていく必要があると。そのための制度改革に取り組む内容として、今の法律のもとで取り組める内容というのが、一つはきょうご説明する、政令市、大阪市という枠組みを残したままで、できるだけ身近なところに権限を落としていく仕組みとしての総合区制度、これが一つと、もう一つは大阪市を廃止して住民の皆様へ身近なところに基礎自治体を新たにつくるということで、特別区制度。特別区制度の場合は広域行政を一元化することもありますけれども、こういう二つの制度の仕組みがございまして。

きょうはそのうち総合区制度の方を行政として素案という形で取りまとめましたので、その説明会ということできょうは開催させていただくことになっております。今の段階で

この総合区制度はまだ素案ということで、これから議会でも議論されていくことになりま  
すので、それによって内容が追加あるいは修正といったことも出てくるものでございま  
すので、必ずしもきょうご説明する案自身が最終的に確定した総合区の制度案になって  
るというものではございません。また、一方の特別区制度につきましては、これは大阪府と大  
阪市で別途つくっております大都市制度協議会という場でちょうど議論が開始されて  
るところでございます。そちらの方で制度設計を行っていくということになって  
おります。最終的に総合区制度と特別区制度のいずれの制度をご選択いただくのか、  
これは住民の皆様にご選択いただきたいというのが今の吉村市長、松井知事の考  
えでございますが、そのために私どもとしてはその二つの制度の案というのを取  
りまとめていきたいというように考えております。その上でまた議会ともご議  
論させていただくということになっております。

きょうの説明会は、今の段階で総合区制度と特別区制度の優劣をつけたり、ど  
ちらかの制度を選んでいただくというために直ちに開催しているものではございま  
せん。後にご質問の時間も設けておりますけれども、そういう場では制度と関係  
のないご発言であるとか政治的な主張といったことについてはこの場でお控  
えいただければありがたいというふうに思っております。

きょうの説明は、こういう行政の制度になじみのない方もおられると思いま  
すので、丁寧にゆっくりと説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞ  
よろしくお願ひいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。  
まず、受付でお配りいたしましたお手元の「総合区素案に関する住民説明会資料」、こ  
ちらの資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。その後、皆様より説明内容  
に対するご質問をお受けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、  
会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは早速説明に移らせていただきます。副首都推進局制度調整担当部長の  
大下よりご説明申し上げます。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

本日、総合区素案の説明を担当いたします制度調整担当部長の大下でございま  
す。どうぞよろしくお願ひいたします。恐れ入りますが着席して説明をさせていただきます。

まず、資料の方なんですけれども、表紙のところをごらんいただきたいと思います。  
下のところに囲みでこの資料の位置づけなどを記載しています。先程の局長の方  
からの説明とも重複するんですけれども、本資料は大阪市における総合区の制  
度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として取りまとめた総合区  
素案をもとに、この説明会の資料として作成したものでございます。この資  
料で説明する総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえま  
して、必要に応じて追加・修正されることになります。また、総合区とは別  
に特別区につきましても、現在、制度設計についての議論や検討が進めら  
れております。最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、  
住民の皆さんにご

判断いただけるよう、両方の案を取りまとめていくこととしています。

それでは、資料をめくっていただきまして1ページと2ページ見開きになっておりますけれども、「総合区設置後のイメージ」と書いたところをごらんください。見開きの左側には現在の大阪市のイメージを、右側のページには総合区設置後の大阪市のイメージをお示ししております。左側、現在の大阪市は、市長の下に局と24の区役所があることをあらわしております。局は、保健医療、福祉、教育など大阪市全体を見通した政策を部門ごとに担う組織であり、保健医療であれば健康局、社会福祉の関係であれば福祉局といったように、現在、20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。これに対して区役所は地域ごとの仕事を担う組織として、現在の24の行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働、窓口サービスなどの業務を担っています。見開きの右側のページでは、総合区が設置されることでそれがどう変わるのかをお示ししています。左側のページで24区役所となっていたところが、右側のページ中程のところですが八つの総合区区役所と24の地域自治区事務所に変わっています。今回の総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに、現在の行政区にかえて八つの総合区を設置します。さらに、これは区によって異なりますけれども、一つの総合区ごとに二つから四つの地域自治区事務所を設置します。

総合区設置によって主に何が変わるかについては、左側のページの上、局のところから右側の中程へ向けた矢印のところをごらんください。住民の皆さんに身近なサービスを局から八つの総合区へ仕事を移しますと記載していますが、右側の8総合区役所の下に記載している保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが、局から総合区に移す仕事になります。これらの仕事は、現在は大阪市全体の施策を担う局で行っておりますけれども、総合区設置後には、より身近な総合区役所において、総合区長の判断により行えることとなります。一方で、左側のページの24区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま右横への矢印で、住民の皆さんへの直接サービスは、24の地域自治区事務所において引き続き実施しますとありますように、右側の24の地域自治区事務所の下に記載しております住民票の写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどの仕事は、現在の24区単位でそのまま行うこととなります。右側のページの総合区長の矢印の下のところに、地域の実情に応じた施策の実現と記載しておりますけれども、住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制を整備し、施策を実行するため市長に意見を具申するなど、要するに総合区を設置することによりまして、住民の皆様の身近なサービスについては、今よりも身近な地域において判断することとなります。それぞれの地域の実情を反映できるよう、総合区長に権限を渡して、総合区において判断して実行していく。そして、そのために必要な組織や予算の仕組みなども整備することをあらわしております。

上にあります総合区設置後の市長の横の括弧の中をごらんいただきたいのですが、住民の皆様が身近な仕事については、その権限を総合区長に移管しますが、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり市長が市全体の視点から行います。

総合区設置によって何が変わるかといったことにつきまして大まかなイメージを申し上げましたが、詳しくはこの後それぞれの項目のところで説明いたします。

3ページをお開きください。

目次でございますけれども、本日は、総合区素案の内容といたしまして、ここに記載しております1から12の項目、それと各総合区の概要について説明いたします。なお、一番下の枠囲みに記載のように、この資料で示していますコスト、組織、予算などの数値は、今後の精査により変動する可能性がございます。また、総合区役所の位置、名称については、今後、議会での議論を踏まえて取りまとめていく予定となっております。

4ページ、「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」をごらんください。大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取組みを進めていますが、それが総合区制度の検討とどう関連するのかについて考え方を示したものがこのページと次の5ページになります。

4ページの上段の「大都市・大阪が抱える課題」から説明いたします。東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、大阪府と大阪市において一本化した成長戦略、この成長戦略と申しますのは産業振興や人材育成などにより経済成長などをめざす大阪府、大阪市共通の長期的な方針ということでございますけれども、これにより経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるに至っていないこと、また、地方分権改革は道半ばであることなどを示しています。こうした課題の克服に向け、中程の記載のところですが、日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャルについて、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長、国土の強靱化、地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること、また、世界の都市間競争を闘え得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が、副首都をめざした取組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざしていること、そして、このことにより、矢印の下ですが、東西二極の一極となる副首都・大阪の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、また東京を頂点とする国土構造、社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たしていくということで、一番下のところになりますが、これらの実現に向けては、都市機能の充実と、それを支える制度が必要であることを示しています。

次の5ページをお開きください。

「2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革」のところでございますけれども、ここに示していますように広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考えており、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれの制度案を作成することとしています。

なお、広域機能と基礎自治機能について簡単に説明いたします。一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能は、成長戦略をはじめ交通網など都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指し、基礎自治機能は、住民に身近なサービスを提供するなど市町村としての役割を指します。ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能を持ちながら、広域機能の一部も担っているというのが現状でございます。よって、その下の表、「現在の制度（行政区）」のところの広域機能の欄に記載の通り、広域に関することは副首都推進本部会議におきまして、大阪府と大阪市が協議・調整を行っています。こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するものとして、一番下の表に示しておりますように、指定都市制度における総合区

制度と特別区制度の二つの制度の検討を進めています。この表のうち基礎自治機能については、表の左側、指定都市制度における総合区制度では、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもと行政を展開します。その中で、総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など市全体に関することは市長が引き続きマネジメントしていきます。一方、表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止して新たに基礎自治体として特別区が設置されます。また、それぞれの区において選挙により選ばれた区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。また、その下の広域機能については、総合区制度では、先程申し上げました現在の制度と同様ですが、市長と知事が指定都市都道府県調整会議において協議・調整して方針を決定すること、特別区制度では大阪府に一元化し、大阪府知事が方針を決定することを示しています。

以上、ここまでが大阪における大都市制度改革や総合区、特別区両制度の違いについての説明となります。

次に、6ページをごらんください。

「3 大阪市における総合区制度」を説明いたします。まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。その下、左側の「住民自治の拡充」の欄のところですが、住民に身近なサービスを区役所で提供し、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管し、総合区長の権限を拡充します。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して総合区長が市長に直接意見を言える予算意見具申権といった権限を最大限発揮できる仕組みですとか、総合区政会議や地域協議会の設置など、住民の方の意見を反映するための仕組みを構築していくこととしています。右側の「二重行政の解消」のところですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は市全体の視点からの政策経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区数についてですが、中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しています。まず、左下の総合区の仕事については、一般市、これは例えば松原市とか吹田市といった自治体のようなところを指しますが、この一般市が実施する事務をベースに、住民生活と密接にかかわる仕事を担います。また、その右の総合区の区数については、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを効果的、効率的に提供するためには、一定規模以上の人口が必要であることと、サービスに必要な組織体制と財源を区に調べるとともに、体制整備に必要なコストを抑制することを基本の考え方としています。これらを踏まえまして、下段に記載のように、将来推計人口ベースで約30万人程度の8区へ合区することとしています。なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしています。

総合区の仕事と区数についての説明は以上です。

7ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」について説明いたします。区割

りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の具体的な視点に基づき作成いたしました。まず①として、先程申し上げましたが、各総合区における将来人口、平成47年でございますが、これを30万人程度とし、各総合区間の人口格差は最大2倍以内とする、次に②として、地域コミュニティを考慮し、過去の分区、合区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆様の円滑な移動が確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所などの既存の事業所をできるだけ活用すること、⑤防災上の視点についても考慮すること、以上の五つの視点に基づいて作成したものでございます。その下の地図では、区割りと総合区役所の位置を示しています。

なお、この資料で示しています第一区から第八区の区名は仮称でございます。北に位置する区から順に番号をつけたものとしています。本日伺っております西区につきましては、中央区、大正区、浪速区とこの西区を含めた4区を合区する区割りとなっており、仮の名称でございますが第五区としております。

8ページをごらんください。

総合区役所の位置につきましては、現在の区役所庁舎から選ぶこととしております。具体的にはその選定に際して考慮すべき条件として次の3点を挙げております。1点目は住民の皆さんからの近接性。これは庁舎までの距離でございます。次に交通の利便性。これは現区役所間の移動による所要時間です。それから地域における中心性。これは現在の区間での移動人数を見ています。これらの条件に照らして、現在の区役所庁舎をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎の面積が新体制で必要となる面積を満たすかどうかの状況や、あるいは近隣の市有施設の状況なども勘案し、総合区役所となる庁舎を選定しています。その結果として、ページ中程の選定庁舎の表にございますように、第一区であれば淀川区役所、第二区は北区役所、第三区は福島区役所、第四区は城東区役所、この第五区ですけれども西区役所、第六区は天王寺区役所、第七区は住吉区役所、第八区は平野区役所としております。

なお、表の下欄外に記載しておりますけれども、今後の施設利用計画や組織体制の確定などに伴い、総合区役所の位置については変更する可能性がございます。また、その下の枠囲みのところには、繰り返しの説明になりますけれども、現在、各区役所で行っている窓口サービスなどの業務については、現在の24区単位に設置する地域自治区事務所において継続して行いますので、住民の皆さんの利便性は維持される旨を記載しております。

次に、8ページ下のところの区の名称について説明いたします。区の名称でございますけれども、方位、地勢などを考慮し、親しみやすさ、わかりやすさ、簡潔さを基本の考え方とし、総合区設置決定後、設置する日までの間に、住民の皆さんの意見などを踏まえて条例で定めることとしております。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴いますので、現在の区名が変わる区もございません。これにより、住居表示が変更される可能性もありますけれども、その際には住民の皆様への影響を最小限とするよう、関係機関と調整を図ってまいります。

総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明は以上です。

次に、9ページ、10ページのところでございますけれども、5ということで局と総合区・地域自治区の主な仕事について説明いたします。

9ページの上段に局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容について示してい

ます。現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と、区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。なお、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり市長が市全体の視点から行います。これらの内容について示したものが9ページの下図となります。図の左側には現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載し、現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字で示すように中之島本庁舎など局で実施する仕事と、24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。これに対しまして図の右側には白抜きの文字で総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と、八つの総合区で実施する仕事に分けてお示ししています。さらに総合区の仕事については、8総合区で実施する仕事と、現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けて示しています。

もう一度図の左側をごらんください。局が実施する仕事について、二つの枠囲み、上段の方ですけれども、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらの仕事については、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁などで各局が実施することとしています。また、左側の二つ目の枠囲みには、現在局が実施している市立保育所の運営など六つの仕事を例示しておりますけれども、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側、8総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中に示しています。恐れ入ります、再び図の左側の下段の方をごらんください。現在の24行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして、児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険の諸手続など窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整支援や、地域防犯対策、地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆様への直接サービスや、地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24の地域自治区におきましてこれまでどおり実施することとしています。また、児童手当の現況届送付受理といった内部で行う事務処理関係の仕事につきましては、総合区としての政策企画の仕事や、局から移管された仕事とあわせて、8総合区に集約して実施することとしています。

10ページをごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果について説明いたします。こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野におきまして、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめています。住民の皆様にも身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により、総合区の予算や職員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供していけるものと考えております。その下の表をごらんください。縦の欄には四つの分野を、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果を示しています。

こども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に記載の通り、待機児童の解消に向けて、より地域の特性や実

情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかとということをお示ししております。

なお、表の中の総合区の仕事の欄において、白抜きの点線囲みに記載している保育所の入所決定や保育料の徴収などについては、現在既に区役所で実施している仕事であり、これらを総合区でも引き続き実施することを示しています。

次に、福祉についてでございますけれども、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営であれば、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として、地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとということを示しております。さらにその下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や、公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になるのではないかとということを示しています。

次に、一番下の住民生活では、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として、地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとということを示しています。

総合区、地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明は以上です。

11ページをお開きください。

このページ以降は、「6 期待される効果」として、局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかを、これまでの説明とは重なるところもございますけれども、イメージ図を用いてさらに具体的にお示ししております。ページの上段には現在の状況を、下段には総合区を設置した後のイメージをお示ししております。

イメージの①では、保育所の設置認可について示しています。上の図をごらんください。現在、保育所の設置認可の大まかな事務の流れといたしましては、保育所の数など①で整備計画を策定し、次に保育所の開設場所などの地域の決定のための②の地域調整を行い、そして③で事業者の決定を行った後、開園となります。この流れの中で、現在区役所では②の地域調整を担っていますが、総合区設置後には、下の図をごらんください。点線の枠に記載の通り、市役所で実施している①の整備計画の策定や③の事業者の募集決定も含めまして、一貫して総合区役所で実施できるようになります。これにより、総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの設置時期や定員などの条件について、募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかとといったことを効果としてお示ししております。

なお、中央の矢印の右下に括弧書きで記載しておりますけれども、予算の編成や条例の提案など市全体の観点で実施する仕事については、市長の権限として残ることになります。

次の12ページをごらんください。

イメージの②ということで、道路・公園の維持管理についてお示ししております。まず上の図の方ですけれども、現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所

ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局でありますので、区役所に対して相談や要望をいただいた場合でも、別の組織である局との調整が必要となってきます。総合区設置後には、下の図に記載のように幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園について、現在、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して、総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら、きめ細かく、かつ迅速に対応できるのではないかといたった効果をお示ししています。

13ページをお開きください。

イメージの③では放置自転車対策について示しています。上の図の方ですけれども、現在、放置自転車対策については、放置自転車をもっと撤去してほしいといったような住民の皆さんからの要望に対しまして、実際に対応するのは先程の道路の維持管理と同じく工営所となりますが、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても、別の組織である局との調整が必要になります。総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対しまして、総合区長のマネジメントのもと、総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら、放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上に、よりきめ細かく対応できるのではないかといたった効果を示しております。

次の14ページでございますけれども、イメージ④ということで、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設などの運営についてお示ししております。上の図をごらんください。現在、住民の皆さんから、例えば体育館の利用時間を長くしてほしいとか、トイレを新しくしてほしいといった要望に対しましては、担当局において24区にある体育館などの施設を一まとめにした上で、大阪市全市の観点で、その対応方針や方法について優先順位を決定の上、対応しています。総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うこととしています。これにより、総合区長のマネジメントのもと、これまで以上に、より地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといたった効果をお示ししています。

15ページをお開きください。

イメージ⑤では、住民の皆様にも身近な施策の充実について示しています。上の図をごらんください。現在、例えば老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしいといった住民の皆さんにも身近なサービスの充実についての要望などを区役所でお聞きしても、区役所がみずからの判断で決定することができないため、関係局へ要望や調整を行い、その事業を担当する局が事業の内容を決定しています。また、区役所では事業を実施するための予算や職員体制にも限りがあることで、皆様のご要望にも十分対応できない場合もございます。総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆様にも身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ、必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断することができるようになります。これにより、総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮

し、住民の皆様のニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといった効果を示しています。

以上、この15ページまでが総合区設置に伴い主な分野ごとに期待される具体的な効果についての説明となります。

16ページをごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」について説明いたします。総合区素案では、現在の24区を8区へ合区するとしておりますけれども、一方で住民の皆さんにはこれまで育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではなどの合区に対する不安感があることを踏まえまして、その対応について記載しています。具体的には、総合区域内の施策などにご意見をいただき、区政運営に反映させていただくため、総合区政会議を設置いたします。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、地域自治区・地域協議会を設置します。中段の枠囲みには総合区政会議の内容を示しています。総合区政会議は、区域内の施策や事業について、立案段階より住民の方が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みとして、現在の区政会議の総合区版として条例により設置します。また、地域自治区の事務所では、現在の24区役所で提供する窓口サービスを継続して実施します。さらに地域協議会は、地域自治区の事務などについて市長や総合区長から諮問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることができ、これに対して市長や総合区長は必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側にはこれら総合区政会議と地域協議会のイメージを図にしてお示ししております。

総合区政会議や地域協議会等についての説明は以上です。

17ページをお開きください。

「8 総合区の職員体制」について説明いたします。ページの上段に示すように、総合区の組織体制につきましても、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供していけるようにしていくための組織体制の構築と、総合区長の組織マネジメント力の強化、これらを実現するために、主に三つの体制整備を行うこととしております。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置します。これは、総合区長はこれまでの区長と違い副市長と同じ特別職となることから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにする趣旨でございます。

二つ目は、総合区の施策・企画機能の強化のため、部長級による部制の導入です。先程説明いたしましたが、総合区では、こども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野で、より大きな権限に基づいて、よりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供するという役割が期待されます。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という単位で、各部長のもと、それぞれの分野における政策・企画機能を強化し、総合区に期待される役割を実現していくというのがその趣旨でございます。

三つ目は、窓口サービスなどの住民の皆様の利便性確保のための地域自治区事務所の体制整備です。ページの下段には、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージを示しています。総合区役所は、先程総合区庁舎の位置のところでも申し上げましたが、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたしま

す。また、地域自治区事務所につきましても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置します。ですので、24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所はそれぞれの総合区役所の中に設置されることとなります。総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織として、イメージで示しますように、総合区長のもと、局長級の副区長を設置し、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しています。一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することのほか、地域コミュニティを維持し、住民の方の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には、地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージでございます。総合区設置後は、総合区長の権限によって、総合区内の組織のあり方や職員配置を決定できる旨を記載しています。

18ページをごらんください。

上段の「職員配置（イメージ）」についてです。仕事を局から総合区に移すのに伴い、職員も総合区の方へ移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージとしてお示したものでございます。一番左側の現在（平成28年度）と記載された図のところですが、平成28年度現在、局で1万1,600人、24区で4,800人という職員体制だったものが、その隣の総合区設置後の図では、局で9,400人、8総合区全体で7,000人という構成に変化しています。すなわち局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されることとなります。また、その右の表では局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織や事務の内容、移管される職員数を示しています。現在、局の所管である工営所、公園事務所、保育所は事業所ごとそのまま総合区へ移管されますが、これら事業所以外では、事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることとなります。このように、総合区の組織体制については、大阪市全体としての職員数を増やすことなく、概ね現行の職員数の範囲内で整備ができるものと見込んでおります。

ページ下半分の（参考）と記した表でございますけれども、表の左側上段①総合区役所の欄は、総合区と、総合区役所の中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して、主な事務の内容とともに記載したものでございます。例えば、総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくりなどの事務を担当いたしますが、1区当たりの平均では74人の職員配置を見込んでいるということをお示ししております。また、表の下段の②の地域自治区事務所の欄は、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と、主な事務の内容を同様にお示ししています。

以上、17ページと18ページについてが総合区の組織体制についての説明となります。

19ページをお開きください。

「9 総合区の予算の仕組み」について説明いたします。地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメント、お金の管理のこととでございますけれども、これを発揮できる仕組みとしております。総合区長の自律性の強化の観点からは、総合区長が直接マネジメントでき

る財源の充実と、予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、総合区予算を見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。

少し具体的に説明いたします。まず、その下の「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」のところですが、先に20ページの上の方のイメージ図をごらんください。この図は、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実のイメージを、平成28年度の当初予算の金額で試算したものでございますけれども、現在の24区で区長が関与できる予算には、直接マネジメントできる区の予算、区の判断で使える予算ということですが、これが約82億円、これ以外に各局で計上し、区長が間接的に関与できる区CM予算——CMというのはシティマネジャーという職名の略称でございます。この予算が159億円あります。総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増え、また、局から区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行できる総合区執行予算についても約58億円を見込んでいます。19ページに戻っていただきまして先程の①のところでございますけれども、このように総合区長が直接マネジメントできる財源が充実され、これまで以上に選択と集中による事業の再構築が可能になると考えています。また、その下ですが、現状においてもインセンティブ制度として、例えば区役所の方で土地売却や広告収入など独自の努力により獲得した財源なんかは区の支出に使える制度を設けておりますけれども、総合区におきましても同様にこういったインセンティブ制度を活用して確保した歳入は区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスが実現できるものと考えております。

20ページ中程の「②総合区長の予算意見具申権の充実」のところをごらんください。現状では、法制度上、区長は予算編成に関して直接意見を言える仕組みにはなっていないのに対して、総合区制度では、法律上定められた仕組みとして予算意見具申権というものがございまして、これは、市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民により近いところで住民ニーズを把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものであり、総合区長が市長・副市長と意見交換する仕組みとして整備をいたします。また、各局が所管する仕事であっても、住民に密接にかかわるものは意見具申の対象といたします。具体的には、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに、市長・副市長と幅広く意見交換する場、仮称サマーレビューというふうに申しておりますけれども、夏場に事業を検証するという意味でございまして、このサマーレビューを設定することをはじめ、戦略会議など方針策定の場合も総合区長が直接参画するようにしてまいります。さらに、予算編成段階におきましても直接説明する場などを設定することとしております。

下段の「③予算の「見える化」をさらに充実」のところですが、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ねまして、予算の一層の見える化を推進していくことを示しています。こうした取り組みを通じまして、地域の皆様の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながるものと考えています。

以上、19ページから20ページにかけてが総合区予算の仕組みについての説明です。

21ページをお開きください。

「10 総合区の財産管理」について説明いたします。財産管理の権限につきましては、住民の皆様身近な財産の管理権限を総合区長に移管します。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることになります。総合区長が管理する主な施設と書いた表のところをごらんください。現在の財産に係る管理権限は、表の左側に縦書きで、局長が管理、現区長と区分の記載がありますように、表の点線から上の部分が局長、下の部分が現区長の管理する施設を例示しております。現在は、区内の多くの施設を各局長が管理していますが、総合区設置後は、表の右側の矢印で記載の通り、住民の身近な施設を総合区長が管理することになります。表では、総合区長が管理することとなる子ども、福祉をはじめとする各分野の主な施設について、濃いグレーの網かけで示しています。表の下をごらんください。矢印で効果と記載しておりますが、住民の皆様身近な施設を総合区長が管理することにより、市民利用施設の相互利用・連携など柔軟な対応ですとか、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕であったり、また市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなど、こういったことが可能になるのではないかと考えています。

その下の図は、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理の効果のイメージを参考事例としてお示ししたものでございます。

総合区の財産管理についての説明は以上です。

次に、同じく21ページの下のところ、「11 総合区設置に伴うコスト」について説明いたします。コストにつきましては、本素案策定時点の前提条件に基づきまして、総合区設置に伴い発生する一時的な経費であるイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが約9,000万円と試算しております。具体的には、各総合区庁舎における執務室の改修経費ですとか、事務移管などに伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、その他、区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などでございます。

コストについての説明は以上です。

22ページをごらんください。

「12 総合区設置の日」についての説明です。総合区設置の日については、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ事務執行体制の構築が整った後であること、これらを前提として検討し、総合区設置決定から約2年後をめどとするとしております。

総合区の設置の日についての考え方は以上です。

次に、その下の表でございますけれども、これは参考資料といたしまして、大阪市と人口100万人以上の政令指定都市の1区当たりの人口などを比較したものと、その下、大阪市内の24の行政区の人口と面積をそれぞれ表にしてお示ししたものでございます。

次の23ページからは8総合区ごとの人口・面積、市民利用施設といった概要や、産業等の特徴をそれぞれお示ししています。本日お伺いしております西区でございますけれども、27ページの方をごらんください。第五区の概要ということでまとめております。例えば下のところで人口・面積の表のところを見ていただきますと、平成27年の人口は約32万人であり、平成47年の将来推計人口では約31万2,000人というふうに見込んでおります。また、その右横の囲みの中には区の特徴として3点程記載しております。交通網が発達するなど

都市基盤が充実するとともに、生産年齢人口や単身世帯の割合、また昼間人口が多いビジネスエリア、商業エリアであること、それから日本屈指のインバウンド観光拠点であるミナミや、民間活力による魅力向上が進む大阪城公園などに加えて、なんば駅前広場の改造や御堂筋の道路空間再生、新今宮駅への観光ホテル進出などによりさらなるにぎわい創出が図られていること、さらに船場地区など大阪を代表するビジネスの中心地であり、大阪産業創造館や「マイドームおおさか」など、大阪府市の産業支援機関が立地しているといったことが挙げられております。

総合区第五区の概要については以上です。

大変長時間に及びましたが、総合区素案についての私からの説明は以上でございます。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前にご留意いただきたい事項が4点ございますので、お聞きください。一つ目は、ご質問等に関しては、総合区制度に関する説明に対するご質問をお願いいたします。総合区制度や素案と関係のないものや、政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらが判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。二つ目は、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただき、私の方で指名をさせていただきます。お座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。三つ目は、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思っておりますので、質問は発言機会1回につき一つで簡潔にご発言くださいようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。最後に四つ目として、司会者の指名を受けていない方のご発言、あるいはヤジや拍手など進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、これよりお時間の許す限り皆様からのご質問をお受けしたいと思います。ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、左のブロックの4列目の方。

(市民)

総合区になった場合、そこに住んでる住民や地域の方の実情やニーズを具体的に把握したり吸い上げる方法は、具体的にになったことを想定した場合、具体的にどういうふうな方法で区民の方からニーズを吸い上げるのでしょうか。どういうふうに判断されるのかお聞きしたいと思います。

(手向副首都推進局長)

日常的に総合区役所の中でお聞きする意見であるとか、新たに設置する、現在の24区役所である地域自治区事務所ですね、そういうところでお聞きする話というのはあるとは思いますが、それに加えて、今回地域協議会ということで説明させていただいたと思いますが、資料でいいますと16ページですね。16ページのところで住民の皆様のご意見

をお聞きする手段として、一つは新しい総合区単位では区政会議ということで、今24区単位で区政会議というのをやってると思いますが、それを新しい総合区単位でそういう会議体を設けてご意見を頂戴する場がある。それに加えて、地域自治区単位ということで、今の24区の単位で新しく、これは地方自治法に基づき設置される仕組みなんですけれども、同じように住民の方の代表さんとかに入っていただく協議会というのをつくりまして、そこでこちらからご意見をお聞きしたり、あるいは協議会自身の発案によっていろいろなことを行政に提案していただいたりといった仕組みができることとなります。そういう仕組みを利用しながら総合区長さんがみずからの権限のもとで新しくやっていく施策についてどういうふうにやっていくかということを考えていくことになるというふうに思っています。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いします。

では、左から2番目のブロックの後ろから3列目、そのまま手を挙げておいてください、すみません。

(市民)

先程地域コミュニティに関してのご回答がちょっとあったんですが、私、16ページの地域自治区・地域協議会を設置しますということに関してのご質問なんですが、現在西区内には14の連合振興町会がありまして、さらにその青少年指導委員、子ども会でしたり女性会、老人会といった各種団体があるんですが、これらの団体は新しい地域自治区、地域協議会という中ではそのまま残っていくのか、それともまた新たに作り直されるのかというのが質問としてさせていただきます。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

団体がどうなるかということになるんですけれども、これは一応それぞれ団体の意思で活動されてるところございますので、総合区で一つになったから必ず一つになるというものではございません。例えば今医師会なんかでも、昔大阪市26あったのが24になりましたけれども、今24でまだそれぞれ活動されてるみたいな、ちょっと地域のとはまた違いますけれども、そういったこととなります。あくまでもそれぞれのそういった団体がどうするかということでご判断なりして決めていただく話になるのかなというふうに考えております。

(手向副首都推進局長)

ちょっと今の点補足させていただきますと、地域協議会でありますとか総合区政会議というのは行政自身が設置しますということでやる話です。今担当部長から説明あったように地域振興会にせよ子ども会にせよいろいろな集まりの団体というのはあるとは思いますが、そこをどういう形に総合区になったらしなければなりませんよということを行政が言うことはまずなくて、やはり住民側のつくられた団体が、もし総合区単位でも物を言えるようにしようということで、そういう集まりもつくるということはあるかもわかりませんが、それはあくまでも自発的にやっていただく話なのかなと。今ある24区の

中のさらに町会連合会とかそういう単位でつくられてるものというのは、これは総合区になろうとも変わるものではないと思いますので、そういう枠組み自身は当然残った上での話だろうというふうには思います。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

それでは、左の前から2番目の方。

(市民)

最初の方の質問と関係するかと思いますが、今各区にある区政会議というのはどうなるんでしょうかね。ちょっと記載がないのでお聞きしたいです。今回答の方で言われた地域協議会というのが自治法に基づいて新たに設けられるということですが、これは今ある区政会議とはどう違うのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

(手向副首都推進局長)

今の区政会議というのは大阪市が条例に基づいて設置してるものです。一方、この地域協議会というのは法律に基づいて地域自治区を設置する場合には協議会もつくるということが決められてるものですが、今回の制度設計におけるイメージとしては、24区を八つの総合区に合区するということがありますので、今度の物事、施策を実施していく単位というのは新しい総合区が実施していくこととなりますので、八つの総合区単位にまず区政会議というのをつくろうと。そこで、総合区に関する施策についての意見等を頂戴するという形になりますので、ある意味今の24区でつくられてる区政会議がそちらの方に反映される部分、移行する部分もあるとは思っております。一方で、先程も言いました法に基づく地域協議会というのもつくりませんが、それは24区単位でつくっていくこととなりますので、メンバー的にはむしろ今の区政会議のメンバーさんが近いのかも分かりませんが、そこでも声を聞いていろいろ意見を言っていただく、出していただく、それを行政がお聞きして回答するというシステムをつくっていきますので、現在との比較では、現在は24区単位の区政会議を一つ活用しながら意見をいただけてますけれども、新しい総合区制度のもとでは、地域協議会においていただく意見と、総合区単位でいただく意見と、その二本立てにちょっと変わるというイメージになってきます。メンバー的に地域協議会のメンバーさんが総合区政会議のメンバーさんを兼ねるということも場合によってはあるとは思いますが、その辺はどういう人を選任していくかというのは新しい総合区長さんのもとで決めていく話になるというふうに思っております。

(市民)

区政会議はなくなる。

(手向副首都推進局長)

大阪市の今の24区単位でやってる区政会議というそのものは変わります。

(市民)

区政会議という名前のはなくなる。

(手向副首都推進局長)

名前のは総合区単位に区政会議と変わると。新しく地域協議会というのが生まれるというふうにご理解いただいたらいいと思います。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、左から2番目のブロックの4列目の。

(市民)

すみません、私もずっと聞いてて、一個しか質問したらあかんと言ってはるから分からへんのやけど、私ずっと聞いてたんですけど、大阪は低落傾向がずっと続いているし、高齢化も進むしと言うてはりましたね。それにしたら、高齢化なんてどっちにしたって年とるのは一緒やし、総合区になったからそこが即経済が発展して高齢化が進まないんですか。そのところちょっと分からない。一緒ちゃうかなと思って聞いてたんですけど。今聞いてる中では。

(手向副首都推進局長)

今の大阪の課題、置かれてる状況として人口減少、あるいは超高齢化社会に近づいてるということで、先程も申しましたように三大都市圏の中でも大阪が一番早く直面するんじゃないかということです。もう一つ言ったのは、やっぱり経済活動についても大阪の相対的地位というのが長いこと低下してきてるという状況があるので、そういう状況の中で市民サービスを現状の維持あるいは向上ということをめざしていこうと思ったら、やっぱりまず大阪を成長させる、あるいは経済活動を成長させるような取り組みが必要だろうということで、今吉村市長と松井知事あわせて取り組んでるところです。その大阪を成長させる取り組みをしようとした場合に、この大都市制度というのをどうしたらいいのかということで、今変えられる制度としてあるのが、一つは特別区制度であり、もう一つが今の政令市を残すままであれば総合区制度を導入するというのが今の考え方です。

(市民)

それをしたら発展するんですか。そんなふうに聞いてて思えなかったからね。

(手向副首都推進局長)

今の24区制度のままで、このまま取り組むより、制度を変えて取り組む方が大阪の成長、改革につながるという考えのもとで今の取り組みを進めるということが吉村市長と松井知事のもとで進められてるということです。そういう意味では、今の現行制度のもとの改革では限界があるという考え方です。

(司会)

申し訳ございませんが、マイクをお持ちになってからご発言をお願いいたします。  
それでは、左のブロックの同じ列の緑色の服の男性。

(市民)

そもそもこの大都市制度改革というのが結局必要であるというようになってきたのは、高齢化社会に向けて、法人税、あるいは個人の市・府の住民税等の落ち込みから出てきた問題だと思んですが、結局収入と支出のバランスということを根底にしてこの問題が出てきたんじゃないかなと私は思うんです。そうなってくると、6ページには現行の職員数の範囲内でコストを抑制すると。つまり今いらっしゃる市役所、あるいは区役所の職員さんの人数、経費はそのまま、より細かいものができるように実施するというふうにこの案ではなってる訳なんです。一方で、これは素朴な疑問で分からないんですが、今中之島の中央市庁で市会議員がおりますね。これ当然解体になったら、今度は、この原案でいきますと八つの区議会議員が生まれるということになる訳ですよ。そうなってくると、より経費的には、今でさえ、私個人の意見ですが、いわゆる議員と称する人は我々一般市民に比べればすごく多額の報酬を得てるし、なおかつ政務活動費とか何とかというて、いわゆる人の懐の税金でふんだんに使ってるのに、結局それが八つになったら余計今度は経費的に増えるんじゃないでしょうか。その辺は、これは行政の皆さんがつくられた資料ですから、議会に関してはなかなか突っ込んだあれはできないかも分かりませんが、見通しとしてはどんなふうにお考えですか。

(手向副首都推進局長)

収入と支出の関係ということで、今仰られたように収入がかつてのように右肩上がりが増えていく時代であれば、これ程改革というのが問題にはならなかったのかもわかりませんが、今は先程言いましたように経済活動自身が大阪が特にシェア的に落ち込むという話と、よりやっぱり高齢社会が近づくと福祉経費の増大、一方で税収入はなかなか増えないという状況が相まって、限られたお金の中でどういう使い方をするかというのが今求められてる課題であろうと、それは仰る通りです。今回総合区制度というのはそういう状況がある中でも、先程冒頭で申しました課題の一つで、有効なお金の使い道をするために何が必要かということと住民自治を拡充ということで、できるだけ区民の皆様に近いところでニーズに合った施策に限られたお金を使っていくというシステムをつくっていくことが必要であろうというふうに考えてるところです。それが特別区制度というものもあるんですけど、今の大阪市という枠組みを残したままであれば総合区制度ということで、今回八つに合区してという仕組みを提案させてもらってます。これは職員数も維持したままで、住民自治を拡充するということを求めながら、職員コストについては増えないような仕組みということで提案させていただいたところですので、お金にはニュートラルにしてるところです。

なお、議員さんの話はちょっと誤解がありまして、今も申しましたようにあくまでも大阪市という枠組みのままでやりますので、区議会議員じゃなしに市会議員のままなんです。ですから総合区になったからといって議員さんの定数が増えるとかいうことは自動的にな

るものではないです。選挙の選出の仕方として、今の24区それぞれで今は選出してますけれども、それは基本的に総合区単位で選出するというので、仕組みは変わるんですけども、市会議員というポジションが変わる訳でもないですし、自動的に定数が増えるというものでもないことはご理解いただいたらというふうに思います。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

じゃ、左から2番目の、ちょっとそのまま手を挙げててください。ごめんなさい。

(市民)

きょうの説明の中で一番最初に言われたんですけども、総合区のきょうは説明ということなんですけれども、1ページ目のところには、特別区のいずれの制度を選択するのか、これを最終的には決めるんだということが書かれてありますが、特別区というのは2年前の住民投票の時に否定されてますし、私たち自身も大阪市の財源や権限やそういうものが全部府に吸い上げられて、我々区民、市民の生活環境というのは今以上にはよくなるというものが明確になってるということから、特別区については否定されたというふうに思ってるんですけども、これまた同じような中身で選択ということになるんでしょうか。

それからもう一つは、今のお話で総合区というのが出されてますけれども、今の24行政区というのは歴史的に積み重ねられてきた、皆さんが本当に親しんできた行政区なんですけれども、今の行政区に総合区のような権限を与えて、より市民のために、区民のために役立つような区役所に質的に高めていくということは選択肢の一つにはあるんじゃないでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

(手向副首都推進局長)

まず特別区制度と総合区制度が選択肢となるのかという話ですが、仰られた通り2年前の5月の住民投票で、前回5区案ということで提案させていただいた特別区の制度案は否決されました。ただ、今の吉村市長と松井知事の考え方としては、その後市長選挙、知事選挙、その際に一旦否決になったものについて再度チャレンジしたいということを出されて選挙に出て当選されて、そのことについては一定認められたという前提で、改めて大都市制度の改革に取り組むということに今なっております。ただ、その際に、特別区だけをやるんじゃないしに、議会からは政令市を残したままの総合区制度というやり方もあるんじゃないのかという考え方も示されて、それを受けて吉村市長、松井知事のもとではこの二つの制度を両方つくり上げて、最終的に住民の皆様にお選びいただくような方向で取り組みを進めていくという方針を決めているところです。現に特別区の方につきましても府議会及び大阪市会で新たな案をつくるための大都市制度協議会、特別区設置の協議会、これが議決もされて動き出してるということもあります。実際これをさらに住民投票まで行こうと思えば、特別区の場合はその協議会で案がまとまった上で、大阪市会、大阪府議会でも再度議決という行為も必要ですし、その後さらに住民投票に行くということで、手続を踏みながら進めていくということになってるところでございます。

二つ目の24区のままできないのかという話につきましては、やはり今の24区体制のも

とで住民自治を拡充するために区長さんに持っていける権限というのは、今最大限持ってきてるといところです。これを、今回ご説明したような総合区に落とすような権限を24区長のもとに渡そうとすれば、各24区役所のもとにしっかりした組織体制を新たにつくっていく必要があります。そうになりましたら、やはりかなり膨大なコストもかかっていますので、それはちょっと現実的ではないであろうということで、八つの総合区という合区案と組み合わせる案を提案させていただいたところです。ただ、その際も、ただ単にコスト的に八つに集約するだけじゃなしに、市民の皆様が日常的に手続されてる今の24区役所の窓口業務というところについては従前と変わらず利用できるようにということで、地域自治区の仕組みの中で地域自治区事務所の中にそういうサービスを維持するという仕組みを提案させていただいてるところでございます。

(司会)

それでは、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。  
では、右側のブロックの。

(市民)

22ページの総合区設置の日について質問させていただきます。ご存じの通り総合区は市議会の議決で設置ができると思います。仮に来年春、市議会で議決されたら、それから2年後をめどになってますから、その2年後に総合区としてなるのか。一方、先程吉村市長、松井知事の話が出ましたけれども、お二人は来年秋ですかね、特別区設置のための住民投票をやるかと考えてますけれども、そうになりましたら、せっかく特別区のいろいろ議論した分が無駄になるのではないか。その辺の関連はどのように吉村市長はお考えになってるのかお聞かせいただきたいと思います。

(手向副首都推進局長)

来年の春に仮に議決すればというふうに仰られたと思いますけれども、今の吉村市長の考えといたしましては来年の秋ぐらいに二つの制度を一つに決めていただく住民のご判断をいただきたいと。それに向けて取り組んでいくということですので、それ以降、仮にその場で特別区じゃなしに総合区やということになれば、その後に条例が制定されるということになると思っております。ただ、二つの制度、法律では住民投票が必要となっているのは特別区制度だけで、総合区制度については仰られたように条例だけでできますので、この二つの制度をどのような形で市民の皆様を選んでいただくかという部分については、具体的な提案というのは議会にも相談した上で提案させていただく形になると思っておりますので、今時点で固まった方式というのができてる訳ではないです。これから考え方を固めて進めていくということです。

(司会)

それでは、次の方、お願いいたします。  
では、左から2番目のブロックの前から5列目の、そのまま手を挙げてください。今手を挙げられた方です。

(市民)

九条南一丁目から参りました〇〇と申します。

総合区設置に伴うコストとしまして63億6,000万です。このコスト、総合区に移行しまして何年ぐらいでペイできるとお考えなんでしょうか。

(手向副首都推進局長)

きょうも説明させていただきましたけれども、総合区というのはお金を生み出す装置ではなくて、市民の皆様の近いところでお金を有効に活用するために意思決定を、現在の区長さんより、より権限を持った特別職の総合区長のもとで決めていただくという仕組みです。ですので、区民さんのニーズに即した施策をするという評価自身を、これが62.7億というイニシャルコストとの関係で、何年でペイできるかということについて、ちょっと評価軸が違いますので、お答えしにくい部分です。いえばこの提案してる62.7億とかいう初期コストをかけてでも総合区を導入した方が住民サービスにつながるという考えのもとでこの案というのは提案させていただいてるというふうにご理解いただいたらというふうに思っております。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いします。

じゃ、左から2番目の、もう一回手を挙げてください。

(市民)

すみません、ちょっと気になってることがあるんですけども、総合区制度やったら結局そういうふうに議決とかそういうことなしに、いわゆる役所の中の機構改革的な形でやられることとということですけども、区長さんの、新しくごつつい大きな区長さんができる訳ですけども、これは選挙で選ぶというふうな形は全然なくなってしまったんでしょうか。というのは、やはり区長さんを市長が選ぶ訳でして、区長さんが幾らいろいろと皆さんの意見を聞いて上申しようと思っても、最終的人事権は市長さんにある訳ですから、要するにその辺の強さというんですか、その差がかなりできるんじゃないかと思っております。やっぱり選挙で選んだんやったら、住民から選ばれたものですから、自分がいい考えを持って進言しても、かちっと住民から選ばれたという立場ですのと、それからいわゆる職員として区長さんになるのと、それではごつつい、何ぼ権限与えられたと言われても最終的人事権は市長にある訳ですから、議員さんの顔色をうかがいながらというのは変わらないと。根本的には変えていくことはできないような感じがするんです。

それともう1点だけ。大きな区長さんができる訳ですけど、副区長さんを局長クラスで持ってこられるということですけども、これは各区、今まであった各区に見合うような副区長さんを選ばれるのかどうか。1人だけだったら、結局今までの対応できないと思うんです。区長さんがやっても、今の密度で区長さんが住民とつき合ってる密度のことができるかという、区が大きくなれば大きくなる程できないと。その役割を副区長さんがやるような形で人事をされるのかどうかとか、そういうことが気になるんですけども。

(手向副首都推進局長)

まず最初、総合区の手続は役所の機構だけでできるんじゃないかという部分ですが、合区とか行う場合は当然議決行為が必要になるので、議会の了解も必要です。議会も含めてそれは組織内の話じゃないかと言われるれば、その通りなんです。まずそれがあつた上で、区長さんは公選じゃないというのはその通りで、今回総合区の区長というのは、今の行政区の区長との違いというのは、一つは特別職になるということがあります。特別職になるということは、今の大阪市でいうと副市長が特別職ですよ。ちょっとランクは別にして、特別職になるということは、議会の同意も必要になります。普通の今の区長さんにせよ職員の場合というのは市長が選任すればしまいなんですけれども、今度の特別職の区長さんというのは市長が選んだ人間を議会にも了解を求めるという手続が必要になって、その分、より権限も渡して執行してもらえという意味では今よりも力強く活躍していただく素地はできると思います。なおかつ住民さんとの関係におきましては、特別職になることによりまして、まずないとは思いますが、リコール制度の対象にもなります。その総合区長さんが全然区のことを考えてなくてふさわしくないとかいうことであれば、住民が発議して署名集めてリコール請求みたいなこともやろうと思えばできるような仕組みになっているので、それでちょっと職としては重くなっているというふうに考えていただければいいかなと思っております。

それと、副区長は1人。特別職の区長をサポートするものとしては1人を考えております。数的にいいましたら8人の総合区長のもとに8人の副区長ということですので、確かに24と16なので数的には足りませんが、より大きな権限を持った人のもとでのサポート役と、それとあと地域自治区にも当然事務所長というのがありますので、内容によって使い分けして対応していくことになるんじゃないかなというふうには思っております。何でもかんでも区長さんが対応という訳には確かにいかないとは思いますが。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

それでは、一番右のブロックの後ろの。

(市民)

すみません、一つだけちょっと聞きたいことがあります。総合区になるというメリットがすごく言われてすばらしいなと思いますけど、あと初期投資が62億とかいうそれ以外に何かデメリットというのはどういうことがあるのか、ちょっと言いにくいと思いますが、聞かせてほしいと思います。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

この資料の中で言いました通り、今まで24区単位でやっておつたやつが合区になるということで、地域のコミュニティが壊れていくんじゃないかというふうなところがありますとか、あるいは今まで身近な市役所（正しくは区役所）の方で手続が済んだのが、わざわざ総合区役所に行かんとそういう手続はできへんようになるのかという利便性の問題

とか、多分この辺のところは総合区になることによって住民から一番不安になるのかなというふうなことで、きょう説明の中でもちょっと申し上げましたけれども、コミュニティの部分については地域協議会なんかをつくってそういうことで守っていくとか、あるいは窓口サービスなんかについても、それは総合区役所じゃなくてそれぞれのところに地域自治区を残してサービスを維持するというふうなところで、そういうデメリットなんかについては対処していきたいというふうに考えております。それから、コストのところについて、仰っていただいたように、これ確かに62.7億とか9,000万円というところ、これは市役所の方で税として負担するコストなんですけれども、これ以外に例えばまちの町名が変わったりとか、そういうことをすることによって、例えば会社を経営されてる方にしたらゴム印とか伝票とか、あるいは名刺なんかをつくり直さなあかんというようなところについては、これは税の方では負担できないので、それぞれ住民の方に多少なりともご負担いただくようなことにもなってくるのかな。その辺のところはデメリットとして考えられるのかなということで我々は考えております。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

じゃ、同じ方になるんですが。

(市民)

先程のデメリットは地域自治区ということで、近所ではなくなるんじゃないかというそのデメリットは地域自治区ということで解消されると思いますが、6ページの二重行政の解消ということで、二重行政というのを府市連携ということで、これ大阪市の総合区の問題で、何でこれ府が出てきてまた一元化に向けて府市連携とかいう、これはどういうことなんですかね。これは言うたら大阪市に対してはちょっとやっぱりデメリットじゃないのかなと思うんですけど、どうですかね。

(手向副首都推進局長)

二重行政の解消というのは、これは今の大阪市のままでも取り組む必要がある課題であるということで、現に副首都推進本部会議というのをつくって吉村市長と松井知事で取り組んでいます。実際新聞とかで見られたかもわかりませんが、例えば市の工業技術研究所（正しくは工業研究所）と府の産業技術研究所（正しくは産業技術総合研究所）を統合するとか、大学についても統合に向けた検討を進めてるとか、そういう取り組みというのは大阪市のままであっても必要な取り組みです。この二重行政の解消を制度的に解消しようというのが特別区制度ということになりますけれども、一方この総合区制度のもとでは、基本的な枠組みは今の大阪市と大阪府の関係になりますので、副首都推進本部という会議体の場を通じて協議によって解消していこうということなんですが、総合区の場合はできるだけ住民に身近な権限を総合区長に渡していくことで、市長の役割というのがより大阪全体を見回した権限の部分であるとか、集中して吉村市長が取り組める分野ができてくることになりますので、より大阪府との二重行政の解消協議とかを通じて都市機能の強化についての取り組みが進むのではないかとということで、ここの記載としてはこういうふう

させてもらっております。だからデメリットじゃないかという意味では、今の大阪市のままでも取り組まなあかん話ですので、その部分は総合区になったからデメリットが生じるんじゃないかということについては、ちょっと違うというふうに思ってます。

(司会)

それでは、次のご質問。

じゃ、2番目のブロックの白い服の方。

(市民)

今のお話でいきますと、住吉市民病院の小児外科が去年の3月で閉鎖されますが、今もって動いていません。そのために、府下から来る救急の小児外科の先生方がおられないということで、大阪市民も多くそういう産科から小児科に移っていく訳ですけども、その問題が先行されてなさってるということにおける問題というのは非常にゆゆしき問題だと思うんです。今ご回答いただきましたけれども、工業とかああいうところは人的な問題だけですわ。生死にかかわる問題のところをはっきりしないと、それは非常に雑な回答ですよ。

(司会)

ご意見ということで承らせていただきます。

(手向副首都推進局長)

病院の話については、仰られたのは府立急性期総合医療センターの方に小児科部門を統合するというので、その医師確保のめどというのが今現在でもまだ立ってないということをお仰られてるんですかね。そちらの部分は必要な人員確保に向けて今部局の方も取り組んでるということであろうと思いますが、残る住吉市民病院跡地の問題につきましては、これは直近で、これは新聞報道出てたと思いますけれども、民間病院の誘致は今回も選定委員会で選ばれなくて、新たに市立病院を含めた検討されてるという状況ですので、仰られたように既に問題が生じてるというのは、ちょっと違うとは思いますが。

(司会)

それでは、申し訳ございませんが時間が迫ってまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思しますので、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

では、左の3列目の男性。

(市民)

どうも皆さんご苦労さんです。

これきょういろいろ話聞かせてもらったんですけども、総合区にして一区から八区までというのは、これは選挙区の区割りみたいなものじゃないですか。この地区の名称は住吉区とか西区とかいろいろ歴史的な名称が24区を守ってきたんですよ。それを8区にして、きょうの表現では一区から八区と。何か選挙区の表現みたいで、数字の表現だけでは

全く住民としての意味がないですよ。しかも総合区になると区役所の距離が物すごく遠くなると結構多いと思うんです。年齢はどんどん上がっていく状態の時にこういうことをやって、しかもきょういただいた資料で副首都推進局と、副首都という表現をされてますけれども、この副首都というのはちょっとおかしいんじゃないですか。東京は都ですけど大阪は府ですよ。だけど、人口からいったら、横浜の人口の100万ぐらい少ないんです。それで、今名古屋も四、五十万少ないんですけど、大阪市より。だけど名古屋はこれからどんどん発展して行って大きくなります。そういう状態の中でこの副首都という表現は非常にまずいと思いますね。大阪府は大阪府として内容をしっかり皆さんのために、住民のために守っていけばいいんじゃないかと思います。面積は非常に狭いところに人口が集中してますから、お役所の管理も非常にしやすいと思うんですよ。だから今後その辺をしっかり見直していただきたいと思います。

(手向副首都推進局長)

まず第1点目の名称の話ですけれども、きょうの資料にも書いております。ちょっと説明でも触れてたと思うんですが、今の段階では第一区から第八区というのは、ここで表現してる仮称ということで、最終的な名称の決め方というのは8ページの右下に書いてありますけど、区の名称の取り扱いは、方位、地勢、地域の歴史等も考慮し、住民に親しみやすい、わかりやすいものとなるよう、簡潔なものとなるよう基本としますと。総合区の設置決定後、設置するまでの間に、住民等の意見を踏まえて条例で定めますと書いてますように、ここままという訳ではありません。今、特別区と総合区どちらを選ぶかということ住民の皆さんに選んでいただくということは何回も途中で申してたと思うんですが、仮に総合区ということが決まれば、総合区の各区の名称についてどうするかというのは、こういう手続を踏んで決定することになります。

それから、2点目の総合区ができたら遠くなるんじゃないかという話につきましては、日常的に市民の皆さんが窓口サービスということで今の24区に行っていた部分については、基本的に地域自治区事務所として新たに設置する現在と同様の24区役所のもとに行っていただくことになることが基本となりますので、その点ではご不便をおかけするようなことはほとんどないというふうに思っております。むしろ今まで中之島、いわゆる市長のいる中之島で決めてた仕事の一部を総合区に持ってくることによって、より近いところでサービスができるようになるというふうに思ってます。

最後、副首都という名称ですが、これ首都とか副首都というのは法律上の定義がある訳じゃないんですけども、当然大阪府というのが変わる訳ではありません。大阪府は大阪府のままです。冒頭でも申しましたが、東京一極集中が進んで、大阪もどんどん経済的にも落ち込んでくる中で、やはり大阪を成長させていくことこそが住民サービスの維持向上につながるという考えのもとで、今吉村市長と松井知事は成長させる取り組みをします。それには東の東京と並んで西の拠点として大阪を副首都と呼ばれるような都市にしていきたいということで、副首都・大阪の実現をめざして取り組んでるところでございますので、取り組む方向としてはそういう状況にあるということをご理解いただければというふうに思います。

以上です。

(司会)

時間に限りがございますので申し訳ございません。ご質問は以上とさせていただきます。

それでは、説明会終了に当たりましてお知らせを申し上げます。

本説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りしたアンケート、質問用紙は会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。いただいたご質問等につきましては後日集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明資料を受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用されるなどご入り用の方はぜひお持ち帰りください。

それでは、本日はこれをおもちまして説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。お忘れ物のないように座席の周りをご確認の上、お気をつけてお帰りください。